

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）<u>、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）</u>、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> |

(法及び政令の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2から4まで (略)

5 法、政令又はマンション建替え円滑化法の規定に基づく許可、認定及び承認の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第5のとおりとする。

(手数料の納入時期等)

第6条 法又は政令の規定に基づく申請又は通知を行う者は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請又は通知の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

2から4まで (略)

5 建築物省エネ法の規定に基づく認定の申請を行う者は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

6 (略)

(法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2から4まで (略)

5 法又はマンション建替え円滑化法の規定に基づく許可、認定及び承認の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第5のとおりとする。

(手数料の納入時期等)

第6条 法の規定に基づく申請又は通知を行う者は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請又は通知の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

2から4まで (略)

5 建築物省エネ法の規定に基づく認定の申請を行う者は、第5条に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

6 (略)

改正後

別表第5 (第2条第5項関係)

| 種類 | 額 |
|---|-----|
| (略) | |
| 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料 | (略) |

| | |
|--|---------|
| 政令第137条の12第6項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料 | 27,000円 |
| 政令第137条の12第7項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料 | 27,000円 |
| マンション建替え円滑化法第105条第1項の規定に基づく容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料 | (略) |

| 改正前 | |
|---|-----|
| 別表第5（第2条第5項関係） | |
| 種類 | 額 |
| (略) | |
| 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料 | (略) |
| マンション建替え円滑化法第105条第1項の規定に基づく容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料 | (略) |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)